

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にありますが、その動きは緩やかであり、また、男性と女性ではその意識に開きがあり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが男女それぞれの活動の広がりを難しくしているという現状があります。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、家庭、職場、地域等における性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、学校教育・生涯学習を通じて男女平等意識を育むこと、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた女性の健康づくりを支援することが必要です。

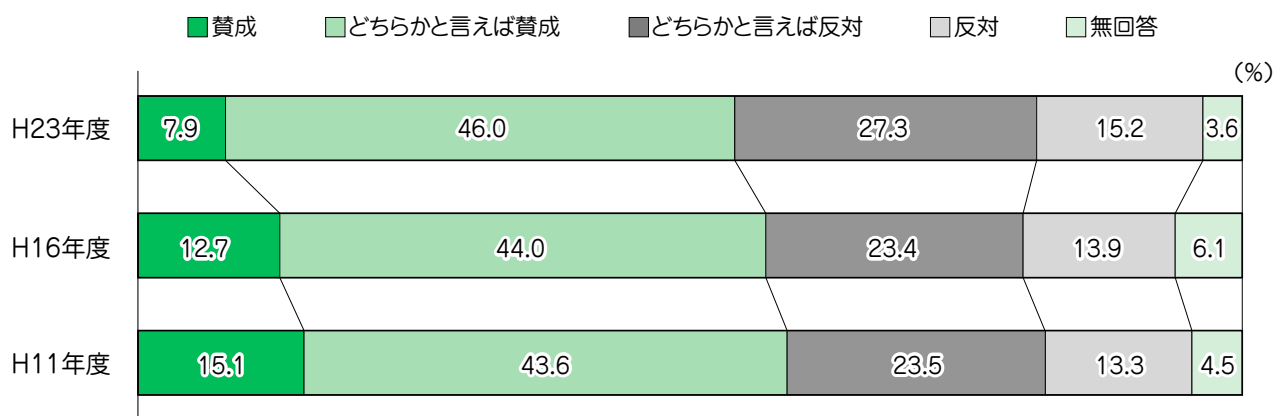
重点目標1 男女平等意識の浸透

【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感（「賛成」と「どちらかと言えば賛成」の合計）する人の割合は徐々に減ってきています。しかし、その割合は男女に差があり、女性より男性の方が高い状況です。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが、男女それぞれの活動の広がりを難しくしています。

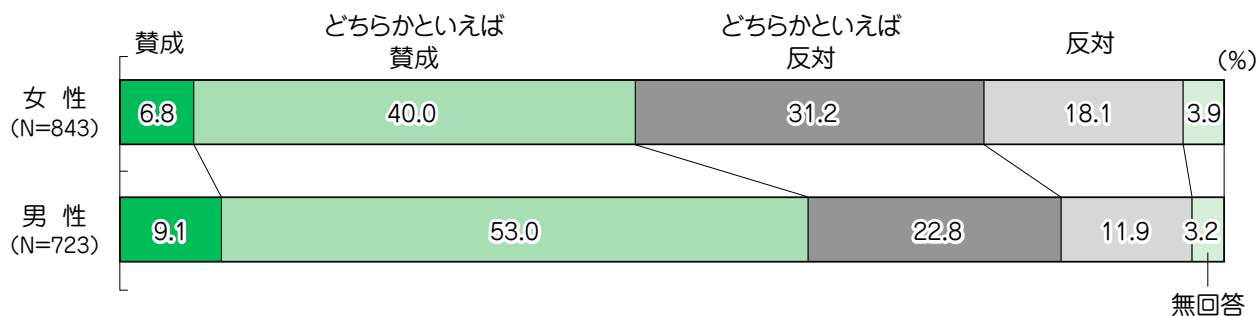
男女平等社会を形成するには、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）（※）の視点から、家庭、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。そのため、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報、啓発活動を展開することが必要です。

◇男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)**(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。**

- ㊦ 男女共同参画週間中の広報やフォーラム等の開催を通じて、広く県民に対し、啓発活動を推進します。(県民生活・環境部、福祉保健部)
- ㊧ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。(県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部)

(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。

- ㊦ 女性団体、経済団体、教育関係団体等の各種団体や企業と連携し、広報・啓発を推進します。(県民生活・環境部)

(3) マスメディア等を活用し、県民に対する啓発活動を推進します。

- ㊦ 新聞、テレビ、ラジオやインターネットなど多様な媒体を活用し、啓発活動を展開します。(知事政策局、県民生活・環境部)

(4) メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を育成します。

- ㊦ メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図るため、研修等の実施に努めます。(県民生活・環境部)
- ㊧ 県の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。(全部局)

※ 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

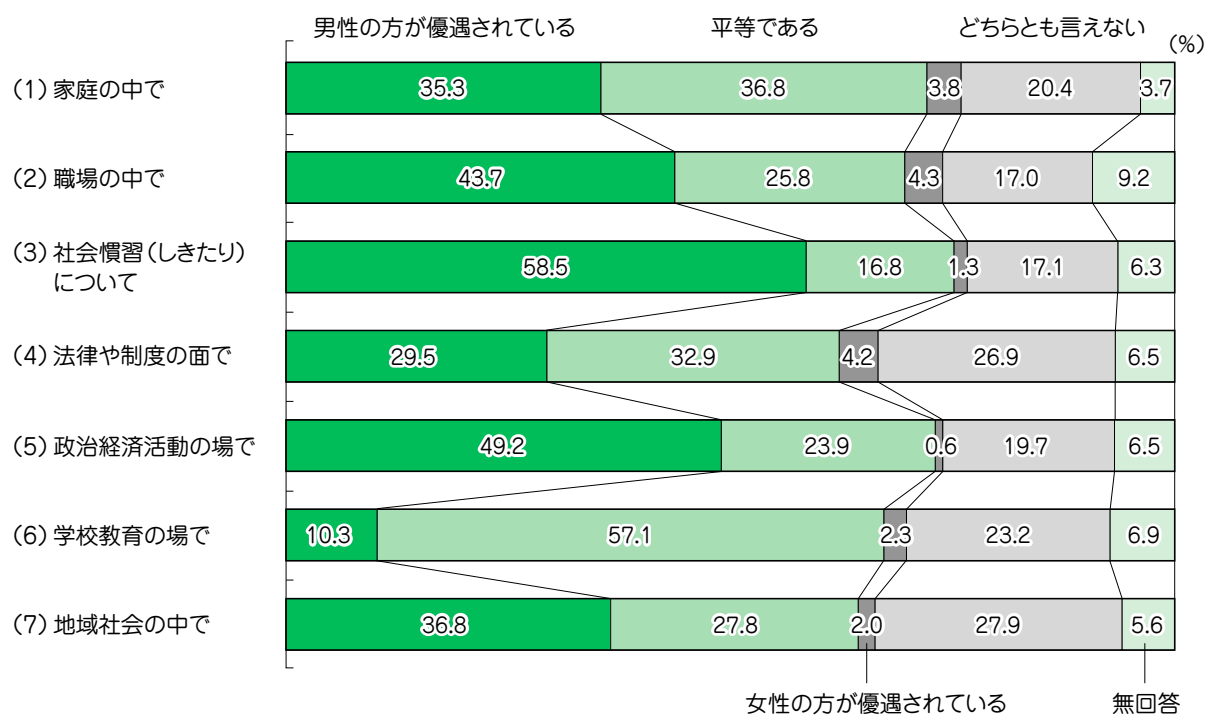
【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「社会慣習（しきたり）について」平等と感じている人の割合は最も低い結果となっています。またその割合は、男女に差があり、男性より女性の方が低くなっており、この傾向は他の場面においても同様の結果となっています。

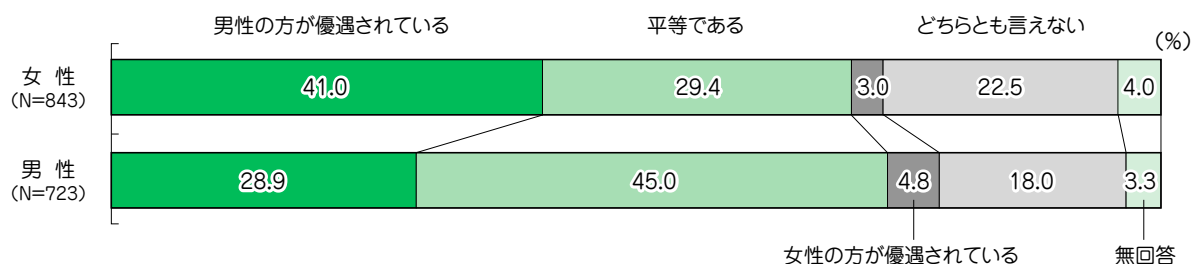
性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行等は個人の能力の発揮を困難にする要因ともなります。

そのため、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等を必要に応じて見直すことが必要です。

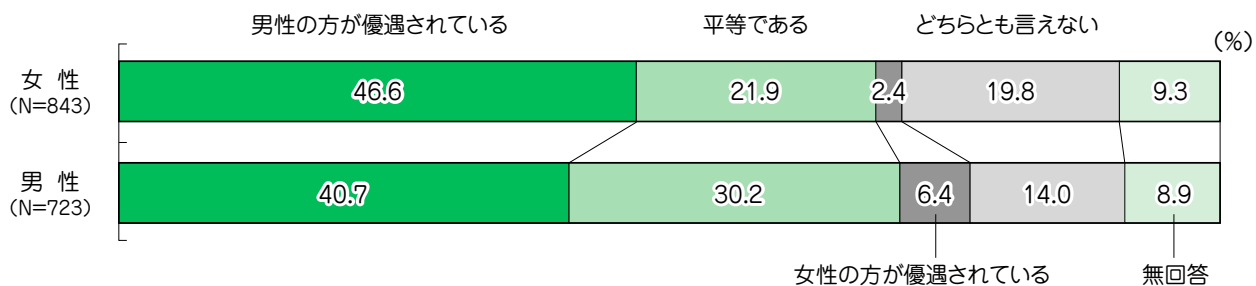
◇男女の地位の平等感について（男女計）



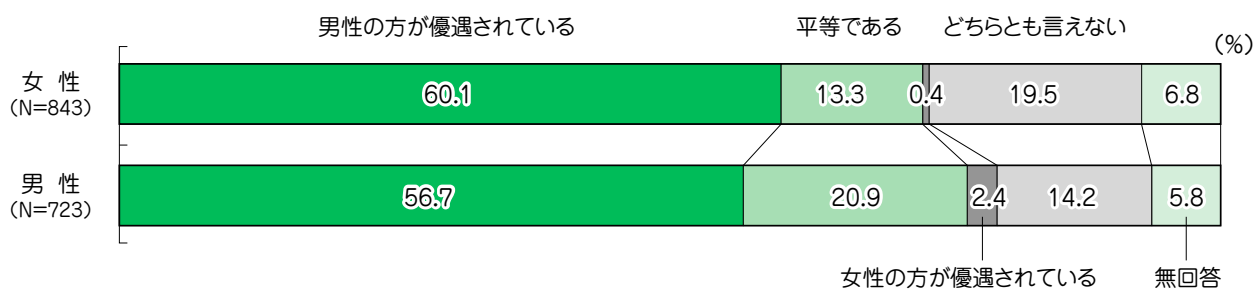
(1) 家庭の中で（男女別）



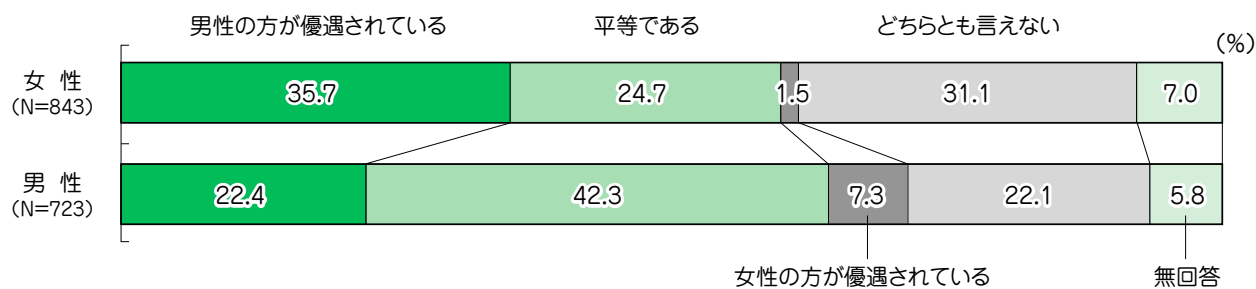
(2) 職場の中で (男女別)



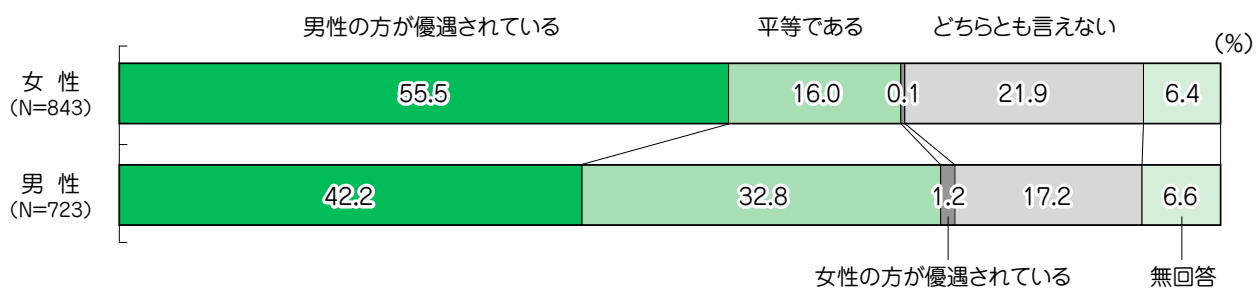
(3) 社会慣習(しきたり)について (男女別)



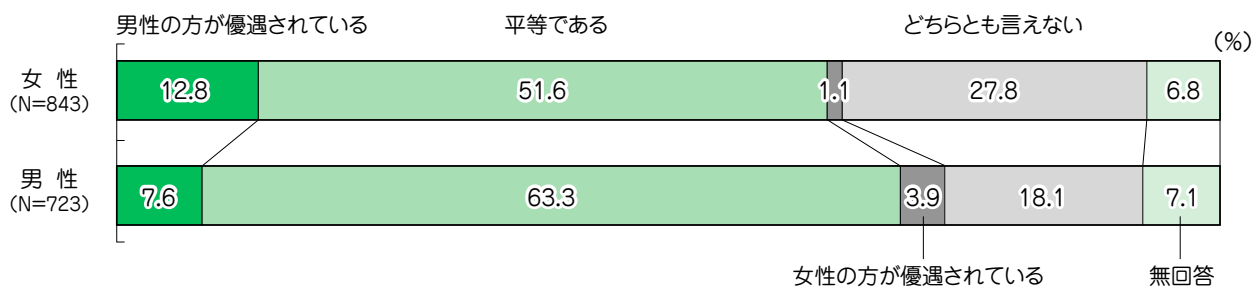
(4) 法律や制度の面で (男女別)



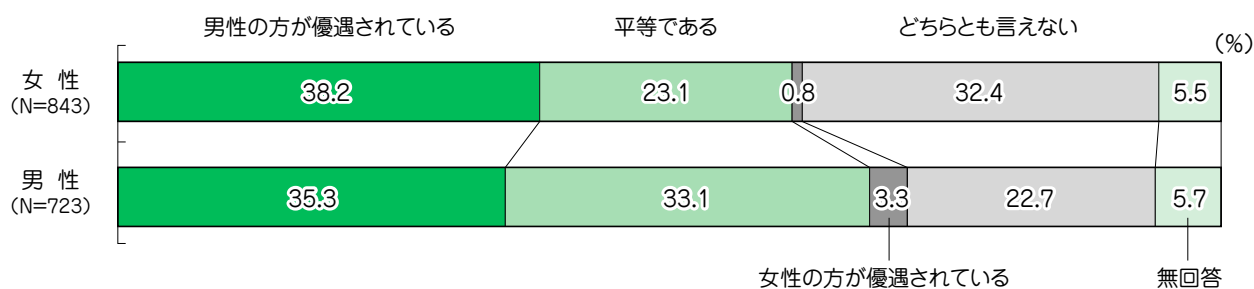
(5) 政治経済活動の場で (男女別)



(6) 学校教育の場で(男女別)



(7) 地域社会の中で(男女別)



資料：平成 23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努めます。

- ㊦ 社会制度・慣行等を調査するなど実態を把握します。(県民生活・環境部、産業労働観光部)
- ㊧ 職場、家庭、地域等における慣行についても、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないように、広くその見直しを呼びかけます。(県民生活・環境部)

(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します。

- ㊦ 国、県、団体等の情報を収集し、ホームページ等で県民へ積極的に提供します。(知事政策局、県民生活・環境部)
- ㊧ 新潟ユニゾンプラザの図書情報ルームにおける男女共同参画関連情報を充実します。(県民生活・環境部、福祉保健部)

重点目標3 学校等における男女平等教育の深化

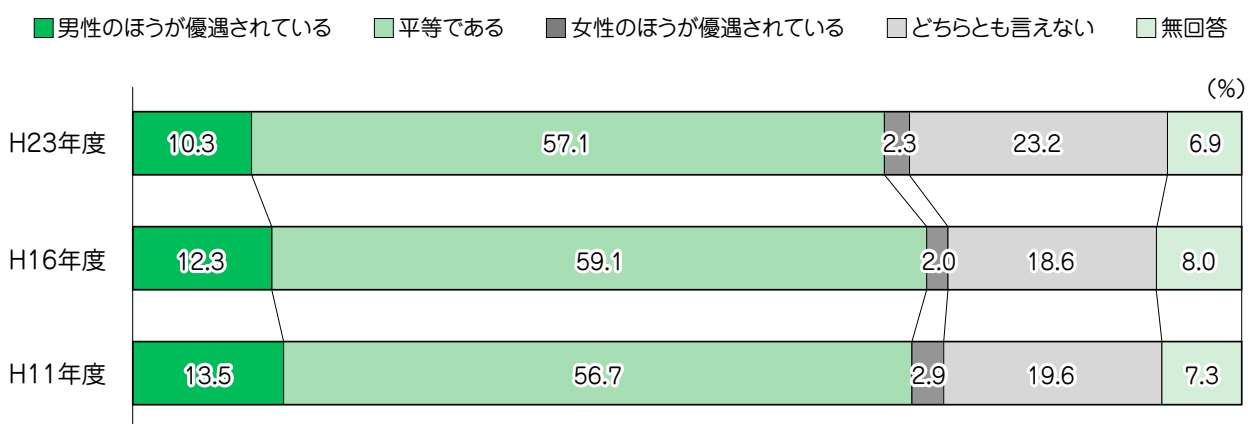
【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「学校教育の場で」平等と感じる人の割合は、前回調査に比べ減少しましたが、他の場面と比較して最も高くなっています。(p.15 参照)

人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要です。

そのため、学校等における様々な教育活動の中で、性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが必要です。

◇男女の地位の平等感について「学校教育の場で」



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。

- ㊦ 学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳等の時間をはじめ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性などについての教育を充実します。(教育庁)
- ㊧ 学校運営などが性別による固定的な役割分担意識に基づいて行われることのないよう努めます。(教育庁)
- ㊨ 主体的で多様な進路選択を可能とするため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導を充実します。(教育庁)
- ㊩ 幼稚園、保育所において、幼児期の子ども一人ひとりの特性に留意しつつ、性別による固定的な役割分担意識が育つことのないよう促します。(総務管理部、福祉保健部、教育庁)

(2) 教職員等の研修を充実します。

㊦ 男女平等教育推進のための知識・技能の普及や人権感覚の向上を図るため、教職員を対象とした計画的な研修を充実します。また、保育士の研修においても男女平等意識の向上を図ります。 (福祉保健部、教育庁)

㊧ 教育関係者等に対し、男女平等社会に関する理解の浸透を図ります。 (教育庁)

重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保

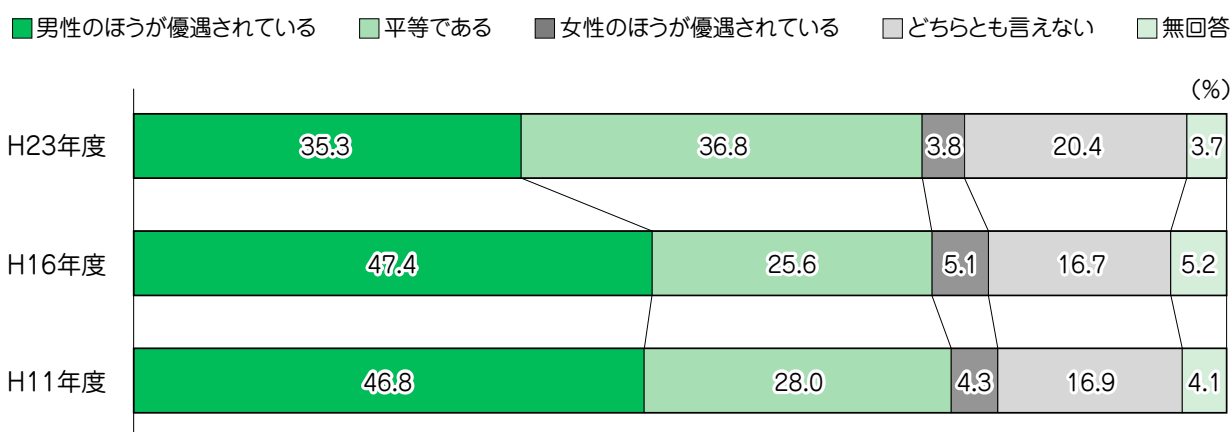
【現状と課題】

本県で実施した意識調査によると、学校教育の場における男女の平等感は、57.1%と最も高いのに対し、家庭では、36.8%、地域社会の中では27.8%と依然として低い結果となっています。(p.15 参照)

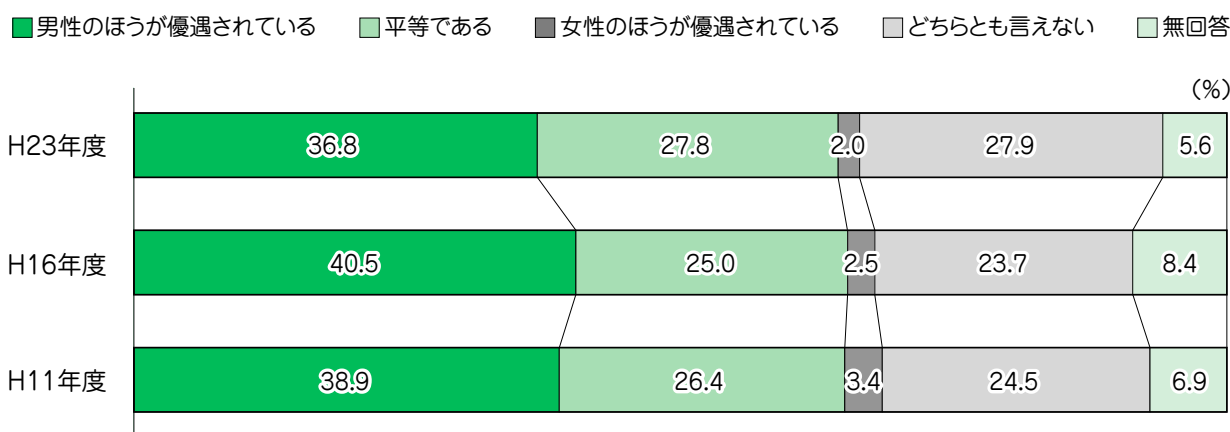
性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女平等意識を高めるには、学校教育をはじめ、生涯を通じた家庭や地域における教育・学習への取組が重要です。

そのため、男女平等意識を高める学習機会や学習情報の提供を、一層充実させることが必要です。

◇男女の地位の平等感について（家庭の中で）



◇男女の地位の平等感について（地域社会の中で）



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します。

- ㊦ 男女平等意識を高めるため、各種の研修会や講習会等を開催します。

(県民生活・環境部、福祉保健部、教育庁)

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。

- ㊦ 地域における身近な学習機会を充実するため、専修学校の開放講座、市町村や大学等との連携による講座、公民館などにおける学習活動や広域遠隔学習を促進します。(教育庁)

- ㊧ 生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)や情報誌等を通じて、いきいき県民カレッジや各地で開催されている男女共同参画に関する学級・講座などの学習情報を提供します。

(教育庁)

(3) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。

- ㊦ 社会教育等の指導者研修などを通じて、男女平等意識の啓発を図るとともに指導者等の養成に努めます。(教育庁)

(4) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

- ㊦ 保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。(教育庁)

重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

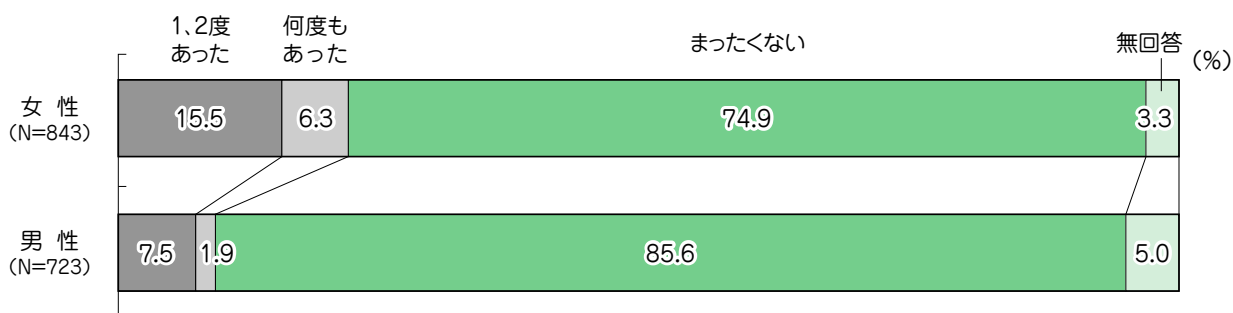
性別による差別的な取扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）は人権侵害であり、その被害者の多くが女性です。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識、経済的格差、上下関係といった男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられ、女性に対する暴力は男女平等社会を形成していく上で克服すべき課題です。女性に対するあらゆる暴力は決して許されないものであるという認識を徹底し、その根絶を目指すことが重要です。

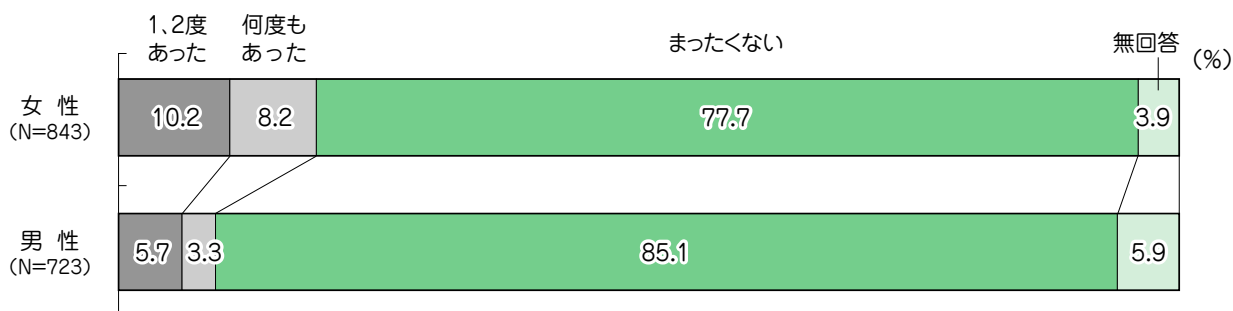
そのため、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」等と共に施策を推進することが必要です。

○配偶者・恋人間の暴力の経験

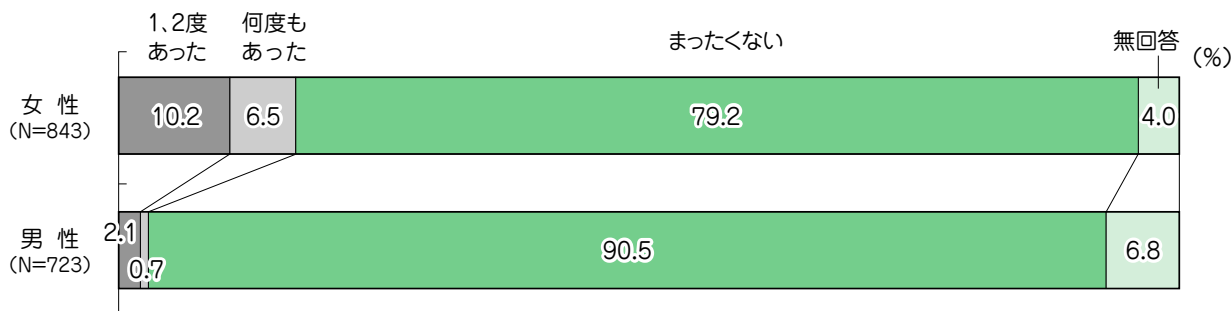
◇なぐったり、けったり、ものを投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた



◇人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



◇いやがっているのに性的な行為を強要された



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇配偶者暴力認知件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数	380	445	470	576	※741

※うち女性被害者：697

◇被害者と加害者の関係（平成23年中）

	法律婚（夫婦）	元夫婦	事実婚（内縁等）	元内縁
件数	525	126	77	13

資料：新潟県警察本部

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します。

- ㊦ 女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」などを通じて、県民に対して広報啓発活動を推進します。また、関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 安全に対する情報提供等、地域に密着した防犯活動を展開します。（警察本部）

（2）ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います。

- ㊦ 女性に対する暴力の問題についての確に対応できるよう、関係機関等と連携し、実態把握に努めるとともに、関係者が適切に対応できるよう研修等を行います。
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 女性に対する暴力の相談窓口を周知します。（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊨ 女性福祉相談所及び配偶者暴力相談支援センターと関係機関、NPO、民間団体との連携を強化し、外国人や障害者を含む女性の相談に対して幅広く対応するとともに、被害者の自立を支援します。
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）

- ① 配偶者等からの暴力等による被害者の相談・カウンセリング体制を充実します。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
 - ② 県配偶者暴力防止連絡会議等のネットワークを充実し、その活用を図ります。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
 - ③ 被害者を支援している団体等の安全確保に努めます。
(警察本部)
 - ④ 民間支援団体等とも連携した保護・支援の充実に努めます。
(福祉保健部、警察本部)
 - ⑤ 売買春の取締りを強化するとともに、売買春からの女性の保護、社会復帰を支援します。
(福祉保健部、警察本部)
 - ⑥ 人身取引の取締りと適切な対策を推進します。
(福祉保健部、警察本部)
 - ⑦ ストーカー規制法に基づきストーカー行為に対する適切な対策を推進します。
(警察本部)
 - ⑧ 性暴力の被害防止を図り、被害者の相談・支援体制の充実に努めます。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
 - ⑨ 刑罰法令に触れる場合には、被害者の意思を尊重しつつ、事案の危険発展性等を踏まえて、検挙措置や指導・警告等の適切な措置を講じます。また、刑罰法令に触れない場合についても、防犯指導や他機関への紹介等、被害者の要望等を踏まえた適切な措置を講じます。
(警察本部)
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。**
- ① 様々な場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。
(全部局)
 - ② 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、企業等に対する周知啓発に努めます。
(産業労働観光部)
 - ③ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談窓口である新潟労働局雇用均等室との緊密な連携を図りながら、この相談窓口を周知します。
(産業労働観光部)

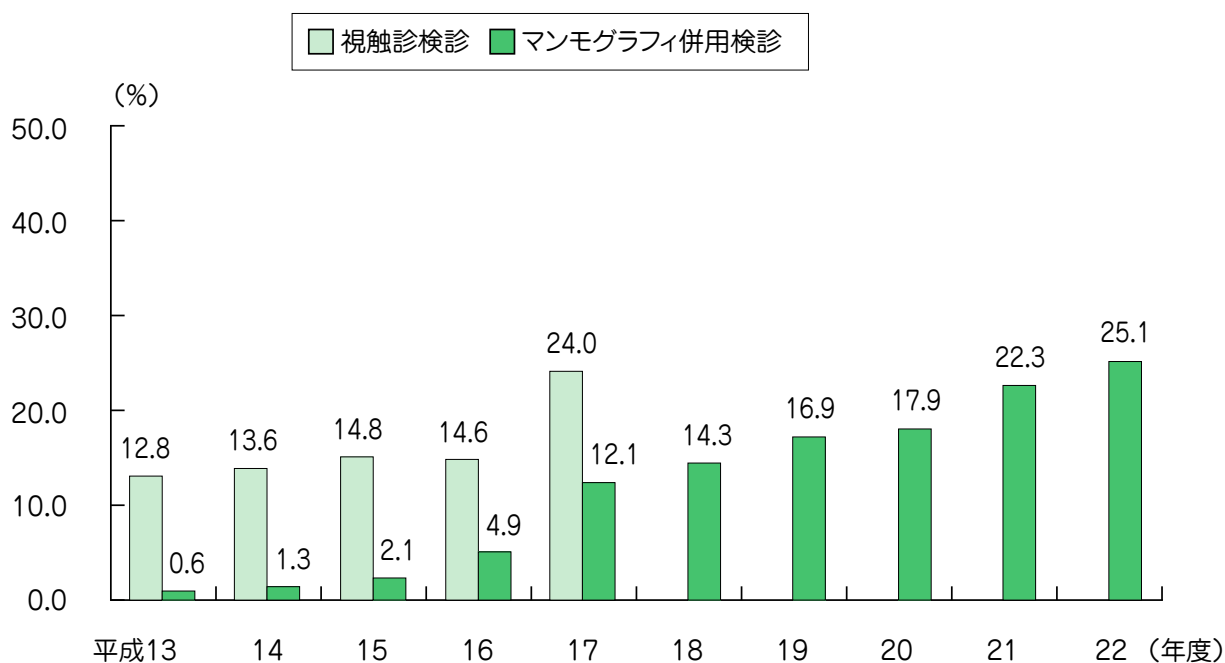
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

【現状と課題】

男女とも生涯を通じた健康づくりが必要ですが、特に女性は、妊娠・出産の可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題があるため、そうした点に配慮した女性の心身の健康づくりを進める必要があります。

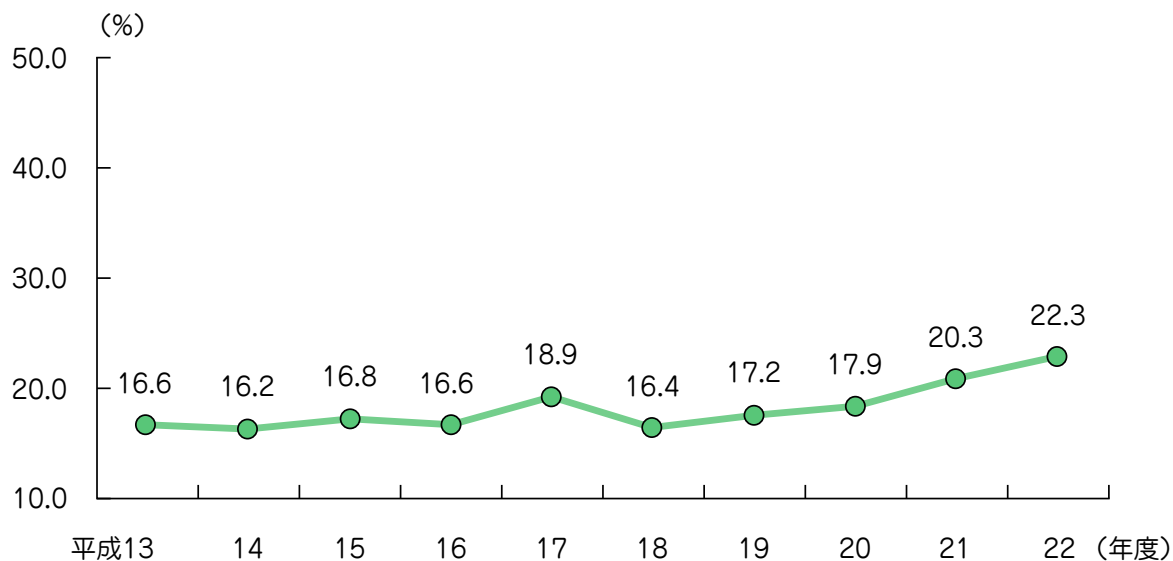
そのため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※））の知識の普及に努めるとともに、男女の、特に女性の健康に関する相談体制や検診の充実など、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な取組を行うことが必要です。

◇乳がん検診 受診率（新潟県）



資料：新潟県

◇子宮がん検診受診率（新潟県）



資料：新潟県

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します。

- ㊦ 思春期、出産可能期、更年期など、女性が生涯を通じて自ら健康管理できるよう、健康教育、健康相談等の充実に努めます。（福祉保健部）
- ㊧ 女性が各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、女性の健康づくりを支援します。（福祉保健部）
- ㊨ 学校教育全体を通じ、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。
また、地域においては、思春期の体や心についての正しい知識の普及啓発を図ります。（福祉保健部、教育庁）
- ㊩ 思春期における性についての悩み等に関する相談窓口の周知とその機能を充実します。（福祉保健部）
- ㊪ 妊娠・出産、育児の悩み等に対して、健康診査、保健指導・相談等の実施を促進するとともに、周産期医療体制の整備に努めます。（福祉保健部）
- ㊫ 職場における女性の母性健康管理のため、企業等に対し関係法令の広報・啓発活動を推進します。（産業労働観光部）
- ㊬ 栄養、運動、休養等望ましい健康習慣を身につけるための普及啓発に努めるとともに、栄養士や健康指導者などの健康づくりを支援する各種指導者を養成します。（県民生活・環境部、福祉保健部）
- ㊭ HIV／エイズ、性感染症について、感染予防、検査の必要性等や薬物乱用等による健康被害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。（福祉保健部）
- ㊮ 女性医師の育成・確保に努めるとともに、女性専門外来の普及を促進します。（福祉保健部）

（2）妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます。

- ㊯ 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊及び女性が主体的に避妊を行うための知識などについて普及します。（福祉保健部）
- ㊰ 子どもを持ちたいにもかかわらず不妊に悩む男女に対する情報提供と相談体制及び支援の充実に努めます。（福祉保健部）
- ㊱ 性と生殖に関する健康と権利の重要性について、広報紙への掲載、住民向け講座などを通じて、男女が正しく理解し認識を深めるよう普及啓発に努めます。（県民生活・環境部、福祉保健部）